

本人を確認する書類の一覧表

1点で確認できる書類 (施行規則第2条第1項第1号)	2点で確認する書類	
	A 2点のうち1点は必要な書類(2号のイ)	B Aが2点提出又は提示できない場合に必要な書類(2号のロ)
<ul style="list-style-type: none"> ○日本国旅券 (失効後6か月以内の旅券で本人を確認できるもの及び公用旅券を含む) ○運転免許証(日本国が発行した国際運転免許証及び仮免許証を含む) ○船員手帳 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○猟銃・空気銃所持許可証 ○戦傷病者手帳 ○宅地建物取引主任者証 ○電気工事士免状 ○無線従事者免許証 ○認定電気工事従事者認定証 ○特殊電気工事資格者認定証 ○耐空検査員の証 ○航空従事者技能証明書 ○運航管理技能検定合格証明書 ○動力車操縦者運転免許証 ○教習資格認定証 (猟銃の射撃教習を受ける資格の認定証) ○検定合格証(警備員に関するもの) ○写真付き住民基本台帳カード ○官公庁職員身分証明書(写真付き) (独立行政法人、特殊法人及び共済組合職員を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ○健康保険等被保険者証 ○国民健康保険証 ○各種健康保険証(共済組合員証等) ○後期高齢者医療被保険者証 ○介護保険被保険者証 ○年金手帳、年金証書 ○国民年金手帳、証書 ○厚生年金手帳等各種の年金手帳、証書 ○基礎年金番号通知書(上記手帳、証書の提示がない場合) ○恩給等の証書 ○申請書に押印した印鑑の「印鑑登録証明書」 <p>(以下は知事が特に認めるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○生活保護受給証明書(受診券含む) ○被爆者健康手帳(健康診断受診者証を含む) ○母子(父子)家庭医療費受給者証 ○重度(心身)障害者医療費受給者証、受給資格証 ○自衛官診療証 ○国立駿河療養所発行の身分証 ○(国民)健康保険受給資格証明書 ○(国民)健康保険継続療養証明書 ○国民健康保険退職被保険者等証明書 ○日雇労働者健康保険被保険者証 	<ul style="list-style-type: none"> ○学生証(専修、各種学校を含む)、生徒手帳、勤務先の身分証明書(氏名が記入され写真の貼付されたもの) ○公の機関が発行した資格証明書で写真のあるもの(国、都道府県、市町村又はその指定機関が発行した登録証、資格証明書等) <p>【例】・外国人登録証(日本で発行したもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物取扱者証 ・フォークリフト運転技能講習修了証 ・労働安全衛生法による免許証 ・高圧ガス製造保安責任者免状 ・高圧ガス販売主任者免状 ・液化石油ガス設備士免状 ・地域交通安全活動推進委員証 ・食糧流通改善推進員証 ・銃砲所持許可証 ・消防設備士免状 ・工事担当者資格者証(郵政省) ・敬老優待者証(バス乗車証) ・○級建築士免許証 ・運転経歴証明書 等 <p>(以下は知事が特に認めるもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公の機関又は公益法人の発行する資格者証、登録証、会員証等 <p>【例】・弁護士会、行政書士会、司法書士会会員証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税理士証票 ・火薬類保安手帳 ・安全運転管理者証 等 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○母子健康手帳 ○精神障害者保健福祉手帳 ○任意継続組合員証 ○厚生年金基金加入員証 ○雇用保険被保険者証 ○雇用保険受給資格者証 ○在学証明書 ○生徒手帳(写真がないもの) ○官公庁が発行した納税証明書(所得税、住民税に限る) ○市・県民税特別徴収税額通知書 ○住民税課税台帳記載事項証明書(所得証明書、(非)課税証明書を含む) ○源泉徴収票(官公庁、会社、各種法人等の発行で直近のもの) ○厚生年金等支払通知書(支払額改定通知書含む) ○通門証、外務員証等(写真付き) ○日本国旅券(失効後6か月を超える旅券で本人を確認できるもの及び帰国のための渡航書含む) ○身分証明書(本籍地のある市町村で発行したもの) ○住民基本台帳カード(写真なし)

【本人確認書類の留意事項】

- 1 有効期間のある確認書類等は、有効期限内であること。また、申請に基づいて官公庁等が交付する証明書等は、旅券申請前6か月以内に交付されたものであること。
- 2 氏名・生年月日に誤りのないこと。
ただし、住基ネット等・戸籍謄(抄)本から異動経過がわかる場合には、そのまま本人確認できる。異動経過が明確でない場合には、受領時に別の本人確認書類(住基ネット等・戸籍謄(抄)本と一致しているもの又は異動経過がわかるもの)又は訂正後の本人確認書類を持っていくことを条件に受理する。
なお、失効旅券の場合、氏名の変更があったときは、変更の事実が戸籍等で確認でき、当該旅券が写真の照合等により申請者本人のものであると判断できれば、氏名訂正がなされていなくても本人確認書類として認める。この場合、失効後6か月以内であれば1点確認書類とし、失効後6か月を超えるのであれば2点確認書類のBとする。

- 3 印鑑登録証明書については、住民票により、同一世帯のものであることが立証された場合は、世帯主のものでよい。
- 4 中学生以下の子供については、その法定代理人の上記表の確認書類を提示したときは、子供の本人確認は省略できる。なお、申請書“本人確認欄”の確認書類名欄に“父”又は“母”等申請者との関係を記入する。
- 5 法定代理人(外国人)の外国旅券は乳幼児、就学児童の2点確認書類のAとして扱ってもよい。(申請時に他に持参していない場合)
- 6 春休み中又は学校が始まったばかりで新しい学生証ができていない場合は、昨年度の学生証で受け付ける。また、4月から社会人になる場合は、3月末まで学生証で受け付ける。

【2点確認の留意事項】

A欄のものが、必ず1点は含まれていること

A欄から2点

A欄から1点+B欄から1点